



今号のトピックス

今年度末に退職される皆様へ 退職時の手続や制度

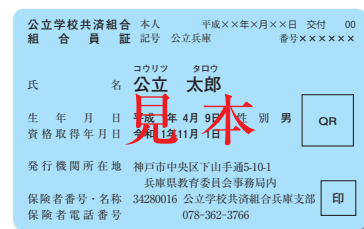
次に該当する方は
**組合員証・被扶養者証を
必ずお返してください!**

資格喪失する方

- ①退職される方・任用期間満了となる方
(退職後に引き続きフルタイム再任用等になる方は除く)
- ②異動で加入する共済組合が変わる方(市教委・知事部局・国等)
- ③他支部へ転出する方(公立学校共済組合兵庫支部→他の都道府県支部)

速やかに組合員証・被扶養者証を所属所の事務担当者へ返却してください。

①②については現所属所へ、③については異動先の所属所へ返却



- ご家族を扶養している方は、被扶養者証も一緒に返却してください。
- 退職後任意継続組合員になる方には、新しく任意継続組合員証等を交付します。
- 退職後引き続きフルタイム再任用、臨時的任用教職員又は任期付教職員になる方は、現在お持ちの組合員証等をそのまま使用してください。
- 資格喪失後は現在お持ちの組合員証等は使用できません。医療機関等で組合員証等を使用した場合、共済組合が負担した医療費(7割分)を、後日返還していただくことになります。

退職後も受けられる短期給付

退職後、任意継続組合員とならない場合でも、請求に基づき次の給付が受けられます。

ただし、組合員が退職後、他の組合員資格を取得した場合は給付されません。

※給付事由発生日から**2年間**請求しない場合は、時効により給付が受けられなくなりますのでご注意ください!

給付の種類	給付要件等
出産費	1年以上組合員であった方が、退職後6か月以内に出産したとき。
出産手当金(※)	1年以上組合員であった方が、出産手当金の給付期間中に退職したときや、出産手当金を受ける要件を満たしていたが、報酬との調整などで出産手当金を受けないで退職したとき。
埋葬料	組合員であった方が、退職後3か月以内に死亡したとき。
傷病手当金	1年以上組合員であった方が、公務によらない病気や負傷により、病休又は休職のまま退職したとき。(残っている支給期間において、当該傷病により勤務できない場合に限る。) ※年金を受給されている場合は、給付額の調整を行います。

(※)支給期間(出産の日以前42日から出産の日後56日)が残っている場合に給付されます。

お問合せ先 組合員資格に関すること (078) 362-3766
短期給付に関すること (078) 362-3765

退職後も受けられる福祉事業

退職後に受けられることができる事業は次のとおりです。

事業名	対象者	事業概要
特定健康診査 特定保健指導	任意継続組合員 とその被扶養者 (40歳～75歳の 誕生日を迎える までの方)	生活習慣病に着目した特定健康診査の受診券を令和4年7月頃に発送します。健診の内容には、身体計測・血圧測定・採血・採尿などが含まれており、費用は無料です。 また、特定健康診査の結果、生活習慣病のリスクが高い方については、無料で受けられる特定保健指導をご案内します。
宿泊施設利用 補助券	任意継続組合員 とその被扶養者	指定宿泊施設（六甲荘・瑞宝園）での宿泊や飲食の際に利用補助券をご使用いただくことで費用の一部を補助します。
宿泊施設 特別利用者証	組合員期間が1 日以上ある退職 者全員	令和4年8月～9月頃に、公立学校共済組合の宿泊施設が現職組合員と同じ料金で利用可能となる「宿泊施設特別利用者証」を交付します。 (ご家族の方についても、組合員価格での利用が可能です。) 利用可能な宿泊施設については「公立共済やすらぎの宿」公式HPをご確認ください。(インターネットで検索いただくか、右のQRコードを読み取ってください。)



私的年金等の退職に伴う手続

福祉保険制度等加入者の手続きは次のとおりです。

名称	手続の流れ
福祉保険制度	毎年7月頃に更新手続書を送付しますので、ご確認ください。新規加入・増額の取扱いはできません。ご不明な点については、福祉保険制度担当（0120-778-599）までお電話ください。
アイリス プラン	定年退職者には12月末頃に送付していますので、ご確認ください。 定年退職以外の方については、サービスセンター（0120-491-294）までお電話ください。

共済組合貸付金 ～退職時に貸付金が残っている場合の返済方法～

退職時に残っている貸付金の残額（※）を、退職手当から控除しますので**手続は不要**です。なお、1月以降は全額繰上償還の申出はできませんのでご注意ください。

退職手当額より貸付金の残額が多い場合は、控除後の不足額について「払込書」を借受人の自宅に送付しますので、指定の期日までに払い込んでください。

※未償還元金と利息を合わせた金額です。

利息については、ボーナス併用の償還者のみ発生します。

待っているだけで
OKだケロ！



お問合せ先 福祉事業・私的年金等に関する事 (078) 362-3763
貸付金に関する事 (078) 362-3764

退職に伴う年金手続

生年月日	年金支給開始年齢	退職時手続		手続後
昭和34年4月1日以前		兵庫支部から所属所へ退職手続書類送付 (3月中旬)	「年金改定請求書」提出 (4/22締切)	〈令和4年8月頃〉 退職に伴う改定後の年金額の送金
昭和34年4月2日～ 昭和36年4月1日	64歳		「退職届書」提出 (4/22締切)	〈令和4年6月以降〉 共済組合本部より「年金待機者登録通知書」の送付 〈支給開始年齢到達数か月前〉 共済組合や日本年金機構等から年金請求書の送付
昭和36年4月2日以降	65歳			

退職見込の方へ、令和4年3月中旬所属所あてに年金手続き書類（「年金改定請求書」「退職届書」）を送付します。4月22日までに所属所を經由して、兵庫支部年金班へ提出してください。「退職届書」が送付されなかった方（臨時的任用職員、任期付職員の方等）で資格を喪失される方は、兵庫支部HPまたは福利厚生事務の様式集P139の様式を使用して提出してください。

 [トップページ](#) → [兵庫支部について](#) → [様式ダウンロード](#) → [長期給付に関する様式](#)

※上記書類を提出するのは、組合員資格を喪失される場合（任意継続組合員になる場合を含む）です。
フルタイム再任用等により、組合員資格を喪失されない場合は、提出不要です。

～ご注意ください！～

《昭和34年4月1日以前生まれの方（「年金改定請求書」提出）》

「年金改定請求書」を提出することにより、在職停止されていた年金が停止解除され、退職までの期間を算入し、年金額が改定されます。

処理の完了は8月頃となるため、**6月の定期支給（4・5月分）の時点では、在職停止されたままの支給額となります。**

処理完了後、遡って年金の支給が行われますので、送金案内のハガキが届くまでお待ちください。

※組合員資格喪失後、就職され被用者年金制度に加入される方は、引き続き在職停止となります。

《昭和34年4月2日以降生まれの方（退職から年金請求まで）》

「年金待機者登録通知書」の送付

「退職届書」を提出することにより、年金決定のための年金記録（公務員期間、報酬額等）を「年金待機者」として登録します。登録が完了した方には、共済組合本部より「年金待機者登録通知書」を送付します。

「年金待機者登録通知書」に記載されている「年金待機者番号」は、年金相談等の際に必要となりますので、大切に保管してください。



年金請求書の送付

年金を受給するには請求手続きが必要です。

請求書は、支給開始年齢（P4表参照）になる数か月前に、直近に加入されていた実施機関（共済組合、日本年金機構等）より送付されてきますので、誕生日以後に送付元へ提出してください。

主な直近の加入制度	区分	送付元・提出先 (実施機関)	送付先	送付時期
公立学校共済組合	在職中	公立学校共済組合兵庫支部	所属所	誕生月の前月中旬
公立学校共済組合	退職後	公立学校共済組合本部	自宅	誕生月の2～3か月前
厚生年金	在職中／退職後	日本年金機構	自宅	誕生月の3か月前

※組合員資格の取得・喪失及び誕生月等のタイミングにより、上記の送付元等とは異なる場合があります。
 ※支給開始年齢に達した時在職中であっても、請求書は提出してください。

年金の決定・支給

年金が決定すると当共済組合本部から「年金証書」が送付され、支給が始まります。被用者年金制度に加入されている場合は、在職停止により支給がない場合があります。

※年金決定には時間を要するため、年金の支給開始については、請求書を提出してから3～4か月後となります。



国民年金への加入手続

国民年金は、20歳から60歳までは加入する必要がありますので、60歳未満で退職した方は、お住まいの市町村の国民年金担当課で国民年金への加入手続が必要です。ただし、再就職先で被用者年金制度に加入される場合は不要です。

また、配偶者の被扶養者（国民年金第3号被保険者）になる場合は、配偶者の勤務先で条件等を確認の上、手続してください。